

新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査（スクリーニング検査）等業務委託 仕様書

1 委託件名

新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査（スクリーニング検査）等業務委託

2 目的及び業務概要

高齢者施設等の入所者及び利用者は、特に新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いことから、施設内及び事業所内感染を防ぎ、新たなクラスターの発生を予防することが重要である。

このため、感染拡大の防止を図ることを目的とし、高齢者施設等職員への新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査の実施に係る業務を委託する。

(1) 検査対象者

① 本件契約分【県所管分（政令市、中核市を除く）】

高齢者施設及び障害児（者）施設等のうち、入所系施設及び通所系事業所に従事する職員：約 1,580 か所、従業者数 約 29,260 人

※ 県所管分施設数及び従業者数は、総数約 4,100 か所、約 76,000 人だが、過去同一事業の実施実績率 38.5%を乗じた上記施設数等を本件契約にあたっての対象数値とする。

※ なお、今後の精査等により、若干の増減が生じる可能性がある。

② 別途契約分【政令市、中核市所管分】

※ 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市については、各自治体と調整し、別途契約を交わしたうえで、本委託契約と同様の対応を行うことを前提とする。また、各自治体の検査対象者数については、各自治体が示すものによるが、最大の想定数は以下のとおりである。

高齢者施設及び障害児（者）施設等のうち、入所系施設及び通所系事業所に従事する職員（想定）：約 6,210 か所、従業者数 約 119,900 人

	名古屋市 (政令市)	中核市			
		豊橋市	岡崎市	一宮市	豊田市
施設数	約 4,200 か所	約 540 か所	約 470 か所	約 490 か所	約 510 か所
職員数	約 84,000 人	約 9,000 人	約 6,500 人	約 10,400 人	約 10,000 人

(2) 検査件数（委託予定件数）

<累計上限検査回数：契約期間中、対象者一人につき 18 回まで>

① 基本となる考え方（最大件数）

検査の実施期間である令和 4 年 7 月から令和 5 年 3 月までの 9 か月間について、毎月初日（7 月は契約日）から当該月の末日までを 1 検査期間単位（以下、「1 検査期間」と言う。）とし、対象の施設・事業所（政令市、中核市を除く。）のうち申し込みのあった者に対し、1 検査期間に最大 2 回（2 週間に 1 回程度）を上限として検査を実施することとし、その運用は次項によるものとする。

② 1 検査期間ごとの最大検査回数の設定

新型コロナウイルス感染症の流行状況等に応じた、過不足のない検査を実施する観点から、申込者一人あたりの1 検査期間ごとの最大検査回数を変動（2 回、1 回、0 回のいずれか）させることとし、毎月、下表に示す期日までに、県から受託者あて、次検査期間における最大検査回数の原則を別紙様式により通知する。

ただし、実施期間の初月となる令和4 年7 月分については、これによらず「2 回」とする。
＜1 検査期間ごとの最大検査回数＞

検査期間	受託者に対する 「最大検査回数」の通知期日	参考 (令和3 年度の検査実施状況)	
		検査期間	最大検査回数
令和4 年7 月分	(2 回とする。)	令和3 年7 月	2 回
令和4 年8 月分	令和4 年7 月22 日までに通知	令和3 年8 月	2 回
令和4 年9 月分	令和4 年8 月22 日までに通知	令和3 年9 月	2 回
令和4 年10 月分	令和4 年9 月22 日までに通知	令和3 年10 月	1 回
令和4 年11 月分	令和4 年10 月21 日までに通知	令和3 年11 月	1 回
令和4 年12 月分	令和4 年11 月22 日までに通知	令和3 年12 月	0 回
令和5 年1 月分	令和4 年12 月22 日までに通知	令和4 年1 月	0 回
令和5 年2 月分	令和5 年1 月20 日までに通知	令和4 年2 月	2 回
令和5 年3 月分	令和5 年2 月22 日までに通知	令和4 年3 月	2 回

③ 急激な感染拡大時等における対応

1 検査期間ごとの最大検査回数は前項のとおり通知するものとするが、当該通知後の急激な感染状況の変化等により、緊急的な対応を行う必要があると県が判断する場合には、受託者と調整のうえ、当該通知を変更する変更通知を行うことで、1 検査期間における最大検査回数の変更を求める。この場合、受託者は原則として変更通知日から起算して7 日以内に当該通知に基づいた対応を開始するものとする。

※ 1 検査期間において「0 回」と通知したものを「2 回」、又は「1 回」と通知したものを「2 回」と変更するなど、あくまでも1 検査期間中の最大検査回数「2 回」の範囲内での変更に限る。

(3) 検査方法

核酸増幅検査法（検体プール法を含む）又は抗原定量検査のいずれかの検査方法によることとし、令和3 年1 月22 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」において示す国の定める行政検査に該当する方法により実施する。

また、実施にあたっては国立感染症研究所、厚生労働省健康局結核感染症課ほか8機関が示す「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」をはじめとする衛生検査に係る指針に基づき、精度管理及び感染防護において適切な方法をとること。

なお、本事業は、スクリーニング検査を想定しており、必ずしも医師による感染の確定診断までを必須とするものではない。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 履行場所

愛知県内

5 委託業務等内容

PCR検査（検体プール法を含む）又は抗原定量検査により、以下の手順で実施すること。

手順番号／実施内容	実施主体	県	受託者	施設等
① 検査実施に係る通知及び申込み案内等		○	○	
② 検査対象施設等からの検査申込み受付			○	
③ 検査実施に必要な試薬及び検体採取に必要な器具（以下「採取器具」）の必要数把握等			○	
④ 採取器具等の必要数調達・保管			○	
⑤ 採取器具等の施設への送付			○	
⑥ 検査対象事業者（施設管理者等）への説明			○	
⑦ 検査対象者（施設従事職員等）への説明			○	
⑧ 検体採取				○
⑨ 検体回収・搬送			○	(送付)
⑩ 検査実施（検体プール法の場合、速やかな再検査を含む）			○	
⑪ 検査結果の通知			○	
⑫ ⑪について陽性者が出た場合の保健所等への連絡				○
⑬ 検査結果を集計して随時県へ報告			○	
⑭ 使用済み試薬及び余剰採取器具等の処分			○	○

① 検査実施に係る通知及び申込み案内等

県が所管する全ての対象施設等（約4,100施設）に対し、県から実施通知を発出するとともに、受託者は県から提供するリスト（契約期間内に新たに開設等を行う施設等の情報を含む。）に基づいて、同対象施設へ申込み方法等を記載した申込み案内を送付すること。

なお、本仕様書「2（2）②又は③」に基づく、1検査期間ごとの最大検査回数についても、決定ごとに、県から施設等あて通知を発出するとともに、受託者からも案内を行うこと。

※ 県が提供するリストの項目は、施設等（一連番号を付番）の「運営法人名」「施設等の名称」「所在地」「郵便番号」「サービス種別」「電話番号」とする。なお、「FAX番号」又は「メールアドレス」は、利用可能な施設等についてのみ提供する。

② 検査対象施設等からの検査申込み受付

受託者は、対象施設等からの検査申込みについて、専用フォーム等を構築のうえ、施設等の集中的検査1回ごとに受付を行うこと。この際、1検査期間ごとに定められた回数分の検査が当該期間内に完結できるよう、申込み受付期限等を都度適切に設定すること。

※ 検査の申込みは従業者個人単位ではなく、施設等ごとに受け付けること。

※ 実績の集計がしやすいよう、県が示すサービス種別ごとに適切に区別し、管理すること。

なお、本仕様書「2（2）②又は③」に基づき、県が受託者及び施設等へ通知した1検査期間ごとの最大検査回数を超える申込み受付がなされないよう措置を講じること。

また、本仕様書「2（2）②」に基づき、1検査期間中の最大検査回数を「0回」と通知した場合は、当該検査期間における検査申込み受付を停止すること。

③ 検査実施に必要な試薬及び検体採取に必要な器具の必要数把握等

前項により申込み受付を行った検査が速やかに、かつ着実に実施されるよう、必要なテスト数、検査手順及び日程等について適切に調整すること。

④ 採取器具等の必要数調達・保管

調達・保管に際しては、関係法令並びに製造販売元等が定める各採取器具等の適切な保管方法を遵守すること。

⑤ 採取器具等の施設への送付

検査に必要な物品を事前に送付する必要がある場合は、検体採取日の前日までに届けること。

⑥ 検査対象事業者（施設管理者等）への説明

受託者は、本事業の実施に際して各施設等が行うべき作業について、わかりやすいマニュアルを作成する等の手段によって、検査対象事業者（施設管理者等）へ説明し、円滑に業務が実施できるようにすること。特に、本検査は行政検査であって、検査結果が陽性であった場合は各施設等が速やかに保健所等へ連絡しなければならない旨を説明すること。また、相談窓口を設置し、委託業務内容にかかる検査対象事業者（施設管理者等）からの問い合わせに対応すること。

⑦ 検査対象者（施設従事職員等）への説明

検体採取方法や結果通知等について、検査対象者に対して説明するツール（ポスター、手順書あるいは説明用動画等）を作成するとともに、相談窓口を設置し、委託業務内容にかかる検査対象者（施設従事職員等）からの問い合わせに対応すること。

⑧ 検体採取

検体採取は原則として各施設等において行うことを予定しており、受託者は説明資料を作成するなど、施設が適切に採取できるよう対応すること。（採取作業について、受託者が直接実施することも可。）

⑨ 検体回収・搬送

検体採取後、速やかに各施設等から回収・搬送できる体制を構築すること。また、施設等における勤務形態等を勘案し、複数回の検体回収を可能とするなど、実効性があり、活用しやすいものとなるよう工夫すること。なお、施設等から検体を郵送（宅配）により回収する場合は、事前に検査対象事業者（施設管理者等）へ説明するとともに、返送に要する物品等は受託者が用意して検査対象施設等へ配布するとともに、返送に要する経費についても全て受託者において負担すること。

⑩ 検査実施

回収した検体について、受託者は速やかに検査を実施すること（検体プール法を採用する場合は、陽性反応のあった検体グループに対する個別再検査を含む）。

⑪ 検査結果の通知

検査の終了後、受託者は検査結果を速やかに施設等に通知すること。特に陽性が判明した場合には、施設等が保健所等に連絡をする必要があるため、施設等へ速やかに通知するとともに、県にも速やかに連絡すること。

通知内容については申込みがあった施設等ごとに、依頼日、検査件数、検査結果及び検査通知日等を記録すること。

⑫ ⑪について陽性者が出た場合の保健所等への連絡

陽性者が出た場合には、施設等において保健所等に連絡する必要があることから、受託者は、感染症法上の措置等につなげることができるよう必要な支援を行うこと。

⑬ 検査結果を集計して随時県へ報告

受託者は、施設等ごとに受検した施設等の名称、所在地、受検依頼日、受検者数を、施設等及び職員ごとに受検回数（1検査期間ごとに何度目の受検か）、検査日、検査結果（検体プール

法を採用する場合は、検体プールの陽性数及びそのうちの個別検体を用いたPCR検査等の陽性数も含む)及び施設等への通知日を記録して集計し、その結果について、県が指定する時期に県へ別添報告フォーム(受託者と協議のうえ、内容を調整)により報告すること。頻度については、1週間に1回を基本とし、そのほか、県が指定する時期とする。

⑭ 使用済み試薬及び余剰採取器具等の処分

使用済み試薬及び余剰採取器具等は、関係法令並びに製造販売元等が定める方法に沿って適切に処分すること。施設において処分を要する場合、受託者は必要な支援を行うこと。

6 実績件数の取扱い等

支払いに係る実績件数は、令和5年3月31日までに検査を実施した件数(検体数)とする。(ただし、検体プール法採用の場合の同一検体への個別再検査数は実績件数として計上しない。)

なお、申込みにより検査資材を受け取ったにも関わらず、検査が行われないケースが多発することを防ぐため、受託者は施設等への受検促進に努める(1検査期間ごと)こととし、県からは施設等への実施通知時に注意喚起を行う。

また、著しく申込数と検査数(検体返送数)に乖離があるなどの状況が見受けられる施設等に対しては、受託者からの情報提供に基づき県が当該施設等に対し、速やかに検体採取のうえ返送を行うよう指導等を行うことにより、当該ケースが出ないように努めるものとする。

7 契約期間内における更なる実施頻度増への対応(付加提案)

(1) 本件契約は、あくまでも本仕様書「3」に定める期間内に、「2(2)②又は③」に基づく1検査期間ごとの最大検査回数の範囲内(2回を上限)で検査実施を求めるものである。

しかしながら、今後の感染状況等によっては、同期間内における実施頻度の増加についての検討を行う可能性があることから、実施頻度の増加への対応可否、及び可の場合の対応可能な内容(件数、実施頻度)について、提案書に付加提案として具体的に記載し、これをもとに緊急時の対応を行うこと。

なお、具体的な状況の想定は以下のとおりとする。

① 実施頻度の増加については、例えば、本件契約の最大頻度が2週間に1回程度であるのに対し、1週間に1回程度を想定する。

② 実施頻度の増加への対応を想定する際は、本件契約分である県所管分(約1,580か所、約29,260人)のみならず、別途契約分である政令市・中核市分(約6,210か所、約119,900人)を含む約7,790か所、約149,160人分を想定する。

(2) 本付加提案における実施頻度の増加への対応分は、緊急時への対応を予め提案書に記載いただき、この内容を含め企画選考を行うためのものであり、7月上旬に締結予定の本件契約には含まない。実際に当該付加提案に基づき増加対応を必要とする場合は、本件契約時の一

件あたり単価を基本として、別途協議のうえ、変更契約書を締結するものとする。

(あくまでも付加提案であり、本項における対応を行うことを、本件契約に係る企画提案の条件とするものではない。)

8 個人情報の取扱い

事業を実施するにあたって、個人情報の取扱いについては、県の規定を順守すること。

9 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び県の指示に従い誠実に履行すること。
- (2) 本委託業務の実施にあたり不明な点が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法令をはじめとした関係法令を遵守の上、業務を遂行すること。
- (4) 委託業務を履行するにあたり必要となる経費は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、事業完了後少なくとも5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を適切に保存すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の実施に関する事項について県が報告を求めた場合は、速やかに応じること。

(別紙様式)

4 高福第 号
令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

愛知県福祉局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査（スクリーニング検査）における
検査回数について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査（スクリーニング検査）等業務
契約書の別添「新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査（スクリーニング検査）等業務委託仕
様書」2（2）②の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 内容

検査期間	最大検査回数
令和〇年〇月分 (令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日まで)	〇回

2 最大検査回数の特例

前項に示す最大検査回数のほか、令和〇年〇月（本通知における検査期間の前月を指す）分と
して、同月中に施設からの申込み受付及び施設への採取器具等の配布を既に行ったものであって、
施設側のやむを得ない事情により同月中に検査が行われていないものについて、本通知における
検査期間中に検査を行うことは妨げない（仕様書6の規定に基づく実績件数に含む。）。

ただし、令和〇年〇月（本通知における検査期間の前々月を指す）以前の申込み等分について
は、仕様書6の規定に基づく実績件数に含めない。

担 当 高齡福祉課

施設グループ

電 話 052-954-6287(ダイヤルイン)

F A X 052-954-6919